

## 境港市期間入札試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、境港市建設工事条件付一般競争入札（総合評価方式）試行要領に基づき市が行う総合評価入札について、あらかじめ定められた期間内に入札書を持参する入札（以下「期間入札」という。）の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (入札書等の提出方法)

第2条 この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に定める提出書類（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

- (1) 入札書
- (2) 工事費内訳書
- (3) 配置予定技術者工事成績調書
- (4) 共同企業体の場合は、それに伴う提出書類

2 入札参加者は、次に定める方法により、公告に定める期間内に入札担当課に入札書等を持参しなければならない。

- (1) 外封筒と内封筒の二重封筒とすること。
- (2) 内封筒には入札書等を入れ、封かんの上、表面に「入札書」と明記し、「開札日、工事名、工事場所、入札者の住所・商号又は名称・代表者名」を記載すること。
- (3) 外封筒には内封筒を入れ、封かんすること。
- (4) 入札書等の日付は、開札日の日付を記載するものとする。
- (5) 入札書等を持参したときは入札担当課から受領書（様式第1号）を受け取ること。

### (開札等)

第3条 前条の規定により入札書等を持参したときは、これを開札日時まで入札担当課において厳重に保管しなければならない。

- 2 持参した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 入札書等持参後においても開札時刻までは入札の参加を辞退することができる。この場合においては、入札者は入札辞退届を持参により提出するものとする。
- 4 開札は、内封筒が未開封であることを第5条に規定するすべての立会者が確認した後に行うものとする。

### (入札の無効)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 入札参加の資格を有していない者がした入札
- (2) 同一入札案件について同一人が複数の入札書等を提出した入札
- (3) 第2条に規定する方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (4) 封をしていない内封筒で行った入札
- (5) 提出書類がすべて同封されていない入札

- (6) 内封筒に記載の工事名又は差出人と同封された入札書等の工事名又は入札者が相違する入札
  - (7) 内封筒に第2条に規定する所定の事項が記載されていない入札
  - (8) その他「境港市建設工事等入札者心得」に反する入札及び入札執行者において無効と認めた入札
- (開札の立会い)

第5条 入札担当課長は、あらかじめ期間入札に付する建設工事ごとに、すべての当該入札参加者に対し、開札への立会いを求めるものとする。

- 2 開札の立会いは、一の入札参加者につき1人とする。
- 3 立会者は、開札前に、立会者名簿に署名しなければならない。
- 4 開札時刻に遅刻した入札参加者は失格とする。

(くじによる落札者の決定)

第6条 総合評価方式により落札となるべき評価点数の入札をした入札者が2人以上あるときは当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定しなければならない。

(入札結果の通知)

第7条 入札担当課長は、落札者を決定した場合は、速やかに、境港市ホームページに掲載するものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月30日から施行し、同日以後に公告を行う工事から適用する。

(様式第1号)

会社名.....様

## 受領書

境港市期間入札試行要領の規定により、下記工事に係る入札書等  
を受領しました。

工事名	
指定期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

受領日 .....年 月 日

受領時間 .....午前・午後 .....時 分

境港市役所 入札担当課長

受 付 印